



**【緊急対策枠】**

民間事業者向け

エネルギー価格の変動に対応する  
**中小企業の体力向上・CO<sub>2</sub>削減を応援します！**

**1. 事業概要**

募集期間	補助率	補助上限額	採択方法
令和5年7月18日(火) ～7月21日(金) ※募集期間中であっても申請額の合計が 予算額を超えた場合は受付を終了します	1 / 2	500万円	<b>原則、先着順</b> で受付 ※ただし、 <b>予算額を超えた日に 提出された申請は抽選となります</b> <small>(「3. 申請にあたっての注意事項」参照)</small>

対象事業

① 高効率省エネ設備への更新等

条件：15年以上使用している既存設備の更新  
[例] 空調設備・ボイラー等（照明設備は対象外）



② 再エネ設備の導入

条件：太陽光発電は蓄電池を設置すること  
[例] 太陽光発電・蓄電池、小水力発電等（新規設置可）



**2. 補助対象事業所**

民間事業者\*が所有又は使用する埼玉県内の事業所

\* 民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人（県条例で定める中小企業）及び個人事業主をいいます（詳細はHP参照）

**3. 申請にあたっての注意事項**

- ・受付は原則、**先着順**です（受付時間は各日9時から17時まで）
- ・申請額の合計が**予算額（14億円）**を超えた場合は、募集期間中であっても受付を終了し、**予算額を超えた当日に提出された申請については、抽選により対象者を決定します**  
※募集初日に予算額を超えた場合は、初日の申請について抽選により対象者を決定します  
※募集2日目以降に予算額を超えた場合は、17時を待たずに受付を終了する場合があります。当該日の申請については抽選により対象者を決定します
- ・令和4年度募集の埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）を受給した方、又は受給予定の方は対象外です
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません
- ・同一事業所で、埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金との併用はできません
- ・太陽光発電は蓄電池を設置することが必須です
- ・能力増強に係る経費は補助対象外です

【申請先】 令和5年度CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金事務局  
(委託先) 東武トップツアーズ(株)

※電子申請での受付となります。URLが決まり次第、下記HPでご案内します（郵送・電子メール・FAX・持参は不可）

※ 緊急対策枠のほか、通常枠（当初予算分）での設備導入補助も別途募集します（詳細は県HP参照）

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3021 E-mail a3030-23@pref.saitama.lg.jp

※情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5co2hojo-kinkyutaisaku.html>



## 4. 対象経費

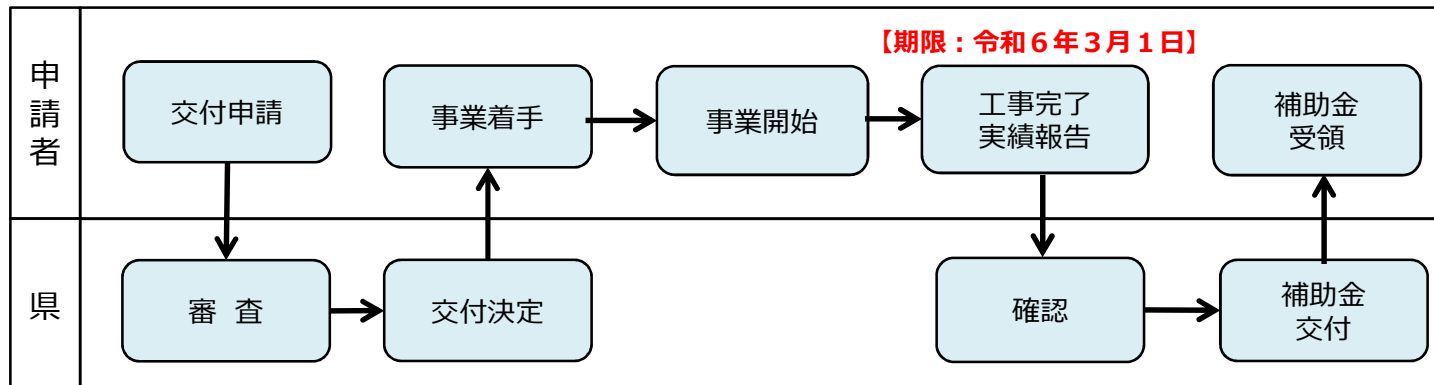
### 【補助対象経費】

設備費、工事費 ※補助対象経費の合計が30万円以上の事業が対象となります

### 【補助対象外経費】

能力の増強に係る経費、撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

## 5. 事業フロー



## 6. 事業実施・実績報告に係る留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします
- 実績報告書の提出期限は、**令和6年3月1日（金）**です
- 実績報告までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要です
- 実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）

※部材不足等の影響により納品に時間がかかる機器があります。見積業者にご確認のうえ余裕を持った工期となるようご計画ください  
また、交付決定となった場合、速やかに発注できるようご準備ください

## 7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります
- 申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください  
※郵送・電子メール・FAX・持参での受付は行いません。詳細については、県ホームページをご確認ください

## 8. 申請書類

- 申請書
- 見積書（2者以上）
- 導入機器のカタログ等（必要に応じてエネルギー使用量の分かるシミュレーション等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書  
（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し
- CO2削減算定シート

※詳細は県ホームページをご確認ください



SDGs 未来都市  
埼玉県